

令和6年10月25日
航空局安全部
無人航空機安全課

NAKAYA株式会社に対する嚴重注意について

今般、無人航空機操縦者技能証明の登録講習機関（※）であるNAKAYA株式会社において、以下のとおり、同社が行う無人航空機講習に複数の不適切な事項が認められました。国土交通省航空局は、本日付で同社に対して嚴重注意を行い、必要な再発防止策を検討の上、令和6年11月25日までに再発防止策等を報告するよう指示しましたので、お知らせします。

※無人航空機操縦者技能証明に関しては、国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習（無人航空機講習）を修了した者について、実地試験を免除することができることとされている。

（登録講習機関概要）

機関名：NAKAYA株式会社

登録日：令和5年7月6日

本社所在地：徳島県吉野川市鴨島町牛島1384番地

登録講習機関の種類：

一等及び二等無人航空機操縦士（回転翼航空機（マルチローター））講習機関

（確認された不適切事項の概要）

- 入学申請者に提出を求める申請書添付書類の不備及び不保存
- 審査員研修を受講したのち審査員研修修了証明書の発行を受ける前の審査員による修了審査の実施
- 実地講習における必修履修科目の未実施
- 本来修了審査に合格していない者に対する修了証明書の発行 等

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、適切な無人航空機講習が実施されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

添付資料：NAKAYA株式会社に対する嚴重注意の文書

以上

《問い合わせ先》

航空局 安全部 無人航空機安全課 勝間 櫻井

TEL（直通）03-5253-8615（代表）03-5253-8111（内線 48279、50158）